

北九州市地域中核企業等成長促進トライアル補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、次なる成長を目指し、一步を踏み出す地域中核企業等の前向きな取組を支援し、地域経済の活性化につなげることを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第2条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）北九州市内に本社（本店）または支社（支店）を有する者であること。
ただし、本社が市外にある場合は、市内の支社（支店）で実施する取組のみを対象とする。
 - （2）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業であること又は従業員数が中小企業基本法に定める常時従業員数を超え2,000人以下の企業であること。
 - （3）次に掲げるいずれかに該当すること。
 - ア 直近3年間のうちいずれかの年度で、年間の売上高が30億円から500億円であること。
 - イ 直近3年間のうちいずれかの年度で、年間売上高が概ね10億円以上30億円未満で、同期間の売上高成長率が10%以上であること。
 - ウ 直近3年間のうちいずれかの年度で、年間売上高が概ね10億円以上30億円未満で、5年後の売上高（目標）が30億円以上であること。
 - エ 国から「地域未来牽引企業」に選定されている企業であること又は福岡県から「地域経済牽引事業計画」の認定を受けている企業であること。
 - （4）市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる者でないこと。
 - （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - （6）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 複数の者での共同申請も認めることとする。ただし、この場合において、参加する全ての者が前項の規定を満たさなければならないものとする。

（補助金の交付）

- 第3条 市長は、第1条の目的を達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助金の額は、補助対象事業に係る経費のうち市長が別に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に別表の第2欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また上限は別表の第3欄に掲げる額とする。ただし、補助金の額が別表の第4欄に定める額未満となる場合は対象としない。）とする。
 - 3 補助対象経費について、当該補助金と別に国、福岡県、北九州市から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

（交付申請書の提出）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書に、市長

が必要と認める書類を添付して、別に定める募集期間までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の補助金の交付の可否について決定のうえ、その旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、その日から20日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、別に定める補助金実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を補助事業者へ通知するとともに、別に定める方法により速やかに当該額の補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しにより補助事業者に損害があっても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4）別に定める宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。
- （5）この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合には、別に定める方法により通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、別に定める方法により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の場合においては、市長は返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができる。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けて取得した財産を、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けしてはならない。

2 市長は、前項に規定する財産を補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けに供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

（設備等の適正管理義務）

第11条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて設置した設備及び備品等の適切な維持管理に努めなければならない。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第12条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年7月6日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助率	3 補助金 上限額	4 補助金 下限額	5 補助対象期間
新規事業展開等、今後の成長に向けた新たな取組であって、かつ、次に掲げるいずれかに該当しないこと （1）政治、宗教又は選挙活動に関わるもの （2）公序良俗に反するもの （3）その他補助金を交付することが適切でない認められるもの	1 / 2	250万円	10万円	当該年度の2月末日まで